

『(仮称)戸田市ポイ捨て防止条例(案)』の内容

<制定の背景>

本市ではこれまで、年4回の530運動をはじめとする市内一斉の清掃活動を中心に市内の環境美化に努めてまいりました。また、環境美化意識の向上とマナー啓発を目的とした、ポイ捨てマナーアップキャンペーンを毎年実施し、市民の皆様の意識の向上に取り組んでまいりました。

しかし、市内ではまだタバコの吸い殻や空き缶、ペットボトル等が散乱しているのが見受けられます。また、最近は飼い犬のふんを処理せず、そのまま放置する方、歩行喫煙等によるタバコの吸い殻の投げ捨て等喫煙マナーの良くない方が見受けられます。これらの問題は、従来からの活動だけでは、対処できない状況にあります。

そこで、環境美化意識の向上、快適な生活環境の確保を目的としたポイ捨て防止条例の制定を進めております。

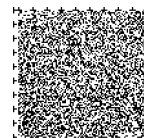
<制定の理由>

現在、市で取り組んでいるマナーキャンペーン等での意識啓発において、一定の効果を上げているものの、まだポイ捨てや犬のふん放置が目立っています。また、歩行喫煙等による吸い殻の投げ捨てを防止する観点から、全体的なマナー向上を図り、市内の環境美化について市民の方々に意識していただく指針として条例を制定し、より住みやすく、愛されるきれいな戸田市を実現しようと考えました。

<条例の主な内容>

(1) 空き缶等のポイ捨ての禁止

公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等（以下、公共の場所等という。）に空き缶等（たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物及び飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装をいう。）をみだりに捨ててはいけません。



(2) 公共の場所での歩行喫煙への制限

市としては、たばこの吸い殻の散乱防止、分煙の考えから、屋外において喫煙する場合、灰皿等が設置されている場所や携帯用灰皿を使用しているなどような努力規定を設けます。また、公共の場所においては歩行喫煙（歩きたばこ）をしないよう努めていただく旨の規定も設けます。

(3) 飼い犬のふん放置の禁止

飼い主等は、公共の場所等において飼い犬を連れている場合、飼い犬のふんを処理するための用具を携行し、飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければなりません。

(4) 美化推進重点地区の指定

ポイ捨てや犬のふんの放置を防止し、きれいなまちづくりを推進することが特に必要だと認められる場合には、美化推進重点地区として指定することができるようにします。

(5) 喫煙制限区域の指定

受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が気持ちよく生活を送れるようなまちにするため、市長が特に認めた場所以外は喫煙できないような区域を設けます。

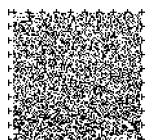
(6) 罰則の有無

罰則を設けている自治体の状況をみると、徴収員の委託などに費用がかかり、費用負担の割には罰則を設けていない自治体の条例と効果にあまり差がないという状況にあります。また、条例制定時から罰則を設けるのではなく、制定後の状況をみてからでも、罰則による規制は遅くないと考えられます。

路上喫煙の規制をいち早く実施した東京都千代田区も、一度はルール（罰則規制）を設けましたが、現在は再びマナーに訴えかける流れになっております。以上のことから、費用対効果と市民のモラルに訴えかけるという考えから罰則は設けない条例の制定を考えています。

<制定の時期>

12月定例市議会に条例案を上程します。施行予定日は平成20年6月1日を考えております。



<全体像>

(仮称) 戸田市ポイ捨て防止条例

・ 空き缶等のポイ捨ての禁止

・ 公共の場所での歩行喫煙への制限

・ 飼い犬のふん放置の禁止

